

事務事業評価シート

(平成 24 年度実施事業)

| | | | | | |
|-------|--|-------------------------------|----------------------------------|------------------------------|-------------------------------|
| 事務事業名 | 都南中央地区(第二)土地区画整理事業 | | | 事業コード | 0805 |
| 所属コード | 096000 | 課等名 | 市街地整備課 | | |
| 課長名 | 藤原仁巳 | 担当者名 | 小笠原 雅彦 | 内線番号 | 7248 |
| 評価分類 | <input checked="" type="checkbox"/> 一般 | <input type="checkbox"/> 公の施設 | <input type="checkbox"/> 大規模公共事業 | <input type="checkbox"/> 補助金 | <input type="checkbox"/> 内部管理 |

1 事務事業の基本情報

(1) 概要

| | | | | |
|------------|---------------------------------------|--------------------------------|--|---------------|
| 総合計画 体系 | 施策の柱 | 快適な都市機能 | コード | 7 |
| | 施策 | にぎわいのある市街地の形成 | コード | 7 |
| | 基本事業 | 既成市街地の再整備 | コード | 1 |
| 予算費目名 | 一般会計 8 款 2 項 3 目道路新設改良事業（交付金）(002-10) | | | |
| 特記事項 | | | | |
| 事業期間 | <input type="checkbox"/> 单年度 | <input type="checkbox"/> 单年度繰返 | <input checked="" type="checkbox"/> 期間限定複数年度 | 開始年度 17 年度 |
| 根拠法令等 | 土地区画整理法、都市計画法 | | | |

(2) 事務事業の概要

都南地区の国道 4 号東側に位置し、土地区画整理事業区域として昭和 49 年に都市計画決定されながら事業未着手の状況にある。住環境整備の一環として公共下水道整備を先行して実施済みであるが、土地区画整理事業以外の手法を検討しており、国道への出入りの確保など住環境の改善に向けた整備を行っている。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

昭和 49 年度に都南中央地区土地区画整理事業として地区面積約 387 h a が都市計画決定され、このうち部分的に都南中央第一地区は施行済み。都南中央第三地区が現在施工中であるが、都南中央第二地区は未着手である。狭隘な道路沿いにミニ開発による市街化が進行し、活力ある市街化が妨げられており、地区内の人口集積に伴い、道路交通及び防災住環境の悪化が懸念されるため、これらの改善が必要となっているものである。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

地区住民からは、国道 4 号への出入りや地区内狭隘道路の改善を強く要望されていたなかで、国が施行する国道 4 号大国神社前の交差点改良事業に合わせて、地区内から国道への出入り確保のための市道古屋 7 号線新設改良事業については、平成 24 年度に完成し、引き続き接続する市道東側 2 号線の整備拡張を進めている。

2 事務事業の実施状況 (Do) · · · · ·

(1) 対象（誰が、何が対象か）

都南中央第二地区における宅地、公共施設（道路、公園、上下水道）、地区住民

(2) 対象指標（対象の大きさを示す指標）

| 指標項目 | 単位 | 22年度 実績 | 23年度 実績 | 24年度 計画 | 24年度 実績 | 26年度 見込み |
|----------------|----|------------|------------|------------|------------|-------------|
| A 土地区画整理事業対象面積 | ha | 59.6 | 59.6 | 59.6 | 59.6 | 59.6 |
| B 地区内人口 | 人 | 3,271 | 3,271 | 3,271 | 3,271 | 3,271 |
| C | | | | | | |

(3) 24年度に実施した主な活動・手順

- ・関係機関（国土交通省）との協議。
- ・地区内道路の整備に係る用地買収及び物件補償。

(4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

| 指標項目 | 単位 | 22年度 実績 | 23年度 実績 | 24年度 計画 | 24年度 実績 | 26年度 見込み |
|---------------|----|------------|------------|------------|------------|-------------|
| A 協議会開催回数 | 回 | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 |
| B 関係機関との打合せ回数 | 回 | 6 | 4 | 9 | 9 | 2 |
| C 地区住民への活動報告 | 回 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |

(5) 意図（対象をどのように変えるのか）

宅地の効率的な利用を促し、良好な住環境を形成する。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

| 指標項目 | 性格 | 単位 | 22年度 実績 | 23年度 実績 | 24年度 計画 | 24年度 実績 | 26年度 見込み |
|----------------|---------------------|----|------------|------------|------------|------------|-------------|
| A 宅地及び公共施設整備面積 | ■上げる □下げる □維持 | ha | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| B 市街化率 | ■上げる □下げる □維持 | % | 77.9 | 77.9 | 77.9 | 77.9 | 77.9 |
| C | □上げる □下げる □維持 | | | | | | |

(7) 事業費

| 項目 | 財源内訳 | 単位 | 22年度実績 | 23年度実績 | 24年度計画 | 24年度実績 |
|--------------------------------|-------------------|----|--------|--------|--------|--------|
| 事業費 | ① 国 | 千円 | 0 | 11,443 | 13,200 | 7,264 |
| | ② 県 | 千円 | 0 | 0 | | |
| | ③ 地方債 | 千円 | 26,400 | 8,400 | 9,700 | 5,400 |
| | ④ 一般財源 | 千円 | 3,004 | 964 | 1,100 | 544 |
| | ⑤ その他() | 千円 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | A 小計 ①～⑤ | 千円 | 29,404 | 20,807 | 24,000 | 13,208 |
| 人件費 | ⑥ のべ業務時間数 | 時間 | 400 | 1,000 | 1,000 | 1,000 |
| | B 職員人件費 ⑥×4,000 円 | 千円 | 1,600 | 4,000 | 4,000 | 4,000 |
| 計 | トータルコスト A+B | 千円 | 31,004 | 24,807 | 28,000 | 14,791 |
| 備考 H24 事業費 10,791 千円をH25 に明許繰越 | | | | | | |

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

宅地及び公共施設の整備は、快適な住環境づくりに必要なものであり、施策の目的と結びついている。

② 市の関与の妥当性

法定事務である。

③ 対象の妥当性

土地区画整理事業により施行する場合は現状のままだが、他の整備手法に移行した場合は対象を絞る余地がある。

④ 廃止・休止の影響

良好な住環境の形成が阻害されることから、施策の成果に影響がある。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

公共事業費の削減、市街化の進行による事業費の増及び地価の下落傾向により土地区画整理事業が困難になってきており、他の整備手法に変更することで成果が向上する余地がある。

(3) 公公平性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

特定の受益者はいない。

(4) 効率性評価

土地区画整理事業による面的整備に拘らず、地元住民のニーズ及び土地利用の状況を踏まえた基盤整備を進める方向で検討することにより、事業費の削減余地がある。また、土地区画整理事業によらない整備手法にシフトすることで、人件費の削減が可能である。

4 事務事業の改革案（Plan）・・・・・・・・・・・・

(1) 改革改善の方向性

土地区画整理事業によらない整備手法により、地元住民のニーズ及び土地利用の状況を踏まえ、交通安全や住環境の改善のための基盤整備を継続して進める。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

土地区画整理事業に係る都市計画決定の変更（縮小）を行い、他の手法で基盤整備を進める方向で地元や関係機関との協議を進める。

5 課長意見・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

- 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

対象地区の住環境の改善は施策の目的に合致しており、継続して取り組む必要がある。また、特に国道4号沿線については、土地区画整理事業区域するために本来の土地利用が制限されていることから、地区住民と一体となって区画整理によらない街づくりに向けた具体的な検討を行い、健全な市街地の形成を目指す。